



シーフード産業と人権に関する人権方針・人権デューディリジェンスについて

◎アンケート項目◎

企業名 三菱商事株式会社

回答日 2021年2月26日

以下の質問への回答をお願い致します。

1. 水産業界における人権問題について

貴社は、本アンケート送付時点で、本事案で指摘されたような水産業界における人権問題（強制労働・奴隷労働・賃金問題など）について、把握されておりましたか。

本事案で指摘されたような水産業界における人権問題について認識しています。

2. 貴社における指導原則の実施方法・体制について

貴社は、水産業界における人権侵害（強制労働・奴隷労働・賃金問題など）を予防・軽減するために、具体的にどのような措置を実施されていますか。以下の各分野ごとに回答下さい。

(1) 人権方針の策定

当社は、世界中でさまざまなビジネスを展開するに当たって、人権への配慮は重要な要素であると考えています。当社では、企業行動指針および社会憲章において人権の尊重をうたい、また、役職員行動規範の細目においては、人権の尊重、人種・民族・信条・宗教その他事由による差別の禁止、ハラスメントの禁止、各国・地域の文化・慣習・言語の尊重等を明記し、社内外に対し、これを明らかにしています。また、国際人権章典（世界人権宣言・国際人権規約）、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」「ILO 国際労働基準」「安全と人権に関する自主的原則」等の国際規範を支持しています。また、英国では、企業のサプライチェーンを取り巻く強制労働等防止の取り組みを開示することを求める法令である「英国現代奴隷法」が成立しており、当社は、この法令に対応するステートメントを開示するとともに、「持続可能なサプライチェーン行動ガイドライン」を定め、サプライヤーの皆さまに対し、強制労働の禁止・児童労働の禁止等の人権への配慮等に関し、賛同と理解、実践をお願いしています。

【企業行動指針】

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/about/philosophy/standards.html>

【三菱商事社会憲章】

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/about/philosophy/socialcharter.html>

【三菱商事役職員行動規範】

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/about/philosophy/code.html>

【2019 年度現代奴隷法に係る声明】



https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/csr/management/pdf/slavery_and_human_trafficking_statement.pdf

【持続可能なサプライチェーン行動ガイドライン】

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/csr/management/supplychain.html>

(2) サプライヤーに対するトレーサビリティ(サプライチェーンの把握方法・体制)

当社では、仕入れの際にサプライチェーンを把握した上で買い付けを行うことに加え、サプライチェーンマネジメントの観点から、農水産物やアパレル等の人権や労働状況等の社会性面および環境面のリスクが高いサプライヤーを中心に、当社の「持続可能なサプライチェーン行動ガイドライン」の遵守状況を定期的に調査しています。対象となる商品は、外部動向を基に、原産国・地域および商品特有の事情の二つの観点から判断していますが、水産物のサプライヤーも調査対象に含まれています。

サプライヤーに回答いただく質問内容は、「規範の有無、法令遵守」「従業員に対する強制労働、児童労働、差別の禁止」「環境保全」「情報開示」等を中心に、各サプライヤーが扱う商品特有の課題やリスクを加味した内容としています。

また、アンケート調査に対する各サプライヤーの回答結果を基に、課題を抱える、または対処を要するサプライヤーを特定し、その後の追加調査や現地視察の可否を検討・判断する仕組みを採用しています。

追加調査や現地視察を通じて、本ガイドラインに照らし、是正または改善すべき事項が確認された場合には、対象となるサプライヤーに是正・改善措置を求めるとともに、必要に応じて、指導・支援を行います。継続的な指導・支援を行っても是正が困難と判断された場合には、当該サプライヤーとの取引を見直します。

これら取り組みの詳細については、以下当社ウェブページや「ESG データブック」などで公開しています。

【ウェブページ】

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/csr/management/supplychain.html>

【ESG データブック】

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/ir/esg/info/>

(3) 人権デューディリジェンスの方法・体制

上記(2)に記載の通りです。

(4) 対話・救済手続(グリーバンスメカニズム)の方法・体制

上記(2)に記載の通り、サプライヤーとの対話等を実施しています。グリーバンスメカニズムについては設置を検討している状況です。



(5) その他

引き続きサプライヤーへの定期的なアンケート調査や、必要に応じサプライヤーへの現地訪問を実施する等、サプライヤーの皆様との強固な関係を構築し、取り組んで参ります。
また、サプライチェーンマネジメントに関する方針は当社ステークホルダーとの対話状況を踏まえ、随時見直しを検討しています。

3. サプライヤーに対するトレーサビリティに関する状況について

- (1) 貴社は、水産品について、サプライヤーをどこまで把握していますか(一次、二次、三次、およびそれ以降)。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先を記載してください。

魚種によりますが、大部分の商品においては、漁獲者・生産者まで把握しています。
取引先との守秘義務に関わる情報が含まれるため、サプライヤーリストは公開していません。

- (2) 水産業のサプライチェーンについて調査やモニタリングをどのように実施していますか(基準または手順等)。

上記 2. (2) に記載の通りです。

- (3) 貴社は、貴社の人権方針(ないしその他の調達コード等)に基づき、サプライヤーに対して人権尊重を求めるために、特にどのような措置を実施されていますか。

上記 2. (1)、(2)、及び 2. (5) に記載の通りです。

4. 人権デューデリジェンスの実施状況

- (1) 人権デューデリジェンスプロセスまたは人権リスク評価を定期的実施していますか。

上記 2. (2) に記載の通りです。

- (2) 人権デューデリジェンスプロセスについての過去の調査レポートを公開しましたか。ある場合は、リンクを貼り付けてください。非公開の場合は、その理由を回答ください。

以下当社ウェブページや「ESG データブック」などで公開しています。

【ウェブページ】

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/csr/management/supplychain.html>

【ESG データブック】

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/ir/esg/info/>

- (3) 人権デューデリジェンスプロセスにおいて、サプライチェーン上の労働者(漁船の乗組員を含む)に対する新型コロナウイルス対策の有無・内容について確認していますか。確認している場合は、その具体的内容(確認項目・確認結果含む)を回答ください。



新型コロナウイルス対策等の有無については確認していません。

5. 対話・救済手続(グリーンバンスメカニズム)の実施状況

上記2(4)の体制について、水産業に従事する船上の労働者がアクセスすることのできるグリーンバンスメカニズム(対話・救済手続)を設置している場合、本アンケート回答時までの実施状況(相談件数、相談内容、相談に対する対応内容等)を回答ください。

6. ステークホルダーエンゲージメント

上記の体制構築・実施に際して行われている、下記のステークホルダーとのエンゲージメントの内容(頻度、テーマ、経営への反映など)について回答ください。

当社では、年々変化する社会からの要請に対応していくためには、全てのステークホルダーの皆様との対話と施策の立案・実行のサイクルを回していくことが重要と考えています。

水産分野のエンゲージメントとして、WWF ジャパンと持続可能な水産資源への取り組みや、IUU 漁業の撲滅等について、定期的に取り組み内容のレビューや情報交換を行っています。また、上記の通り毎年のサプライチェーン調査を通じ、持続可能なサプライチェーン行動ガイドラインに違反する事例が確認された場合には、対象となるサプライヤーには是正措置を求めるとともに、必要に応じて、サプライヤーへの指導・支援を行います。

ご指定頂いたステークホルダーとのエンゲージメントの内容は以下の通りです。

・労働組合

当社 ESG データブック（従業員との関わり）における開示をご確認下さい。

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/ir/library/esg/pdf/esgdata/2019/all.pdf#page=94>

・NGO

WWF ジャパンと持続可能な水産資源への取り組みや、IUU 漁業の撲滅等について、定期的に取り組み内容のレビューや情報交換を行っています。

また、当社が持つ米州・欧州それぞれの財団を通じて、生物多様性・環境の保全、持続可能な開発、環境正義、貧困削減、環境教育・研究活動の支援をテーマに米州・欧州・アフリカで活動する NGO を支援しています。

上記に限らず、重要なステークホルダーである NGO からの意見にもよく耳を傾けながら事業を取り進めていく方針であり、個別案件毎に要請があった際には対話・コミュニケーションを行っています。

・投資家

当社コーポレートガバナンス報告書（株主との対話方針）における開示をご確認下さい。

https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/about/governance/pdf/governance_report_j.pdf#page=6



・国際機関

グローバルに環境・社会に関する最新動向を把握するため、欧州・米州・東南アジア等の各地域にサステナビリティ担当部局を設け情報を共有・連携するとともに、「国連グローバルコンパクト」、「持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）」等の団体へ加入しています。WBCSD の People Program への参加を通じて、企業間の情報交換を行い、ベストプラクティスを学び、実践することに結び付ける活動をしています。

また、国連が開催する「ビジネスと人権フォーラム」への定期的な参加を通して企業と人権に係る最新動向の把握に努めています。

・その他

以下をご参照下さい。

【サステナビリティ・アドバイザリーコミッティー】

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/csr/stakeholder/advisory.html>

【サプライヤーとのエンゲージメント】

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/ir/library/esg/pdf/esgdata/2019/all.pdf#page=128>

7. 本件に対する対応

上記1で、把握していると回答された場合、本レポートで言及された事案について、上記2ないし5の人権デューデリジェンスやグリーンバンスメカニズム等の社内システムでどのように対応されたか回答ください。

当社では、サプライヤーに当社の「持続可能なサプライチェーン行動ガイドライン」に照らし是正または改善すべき事項が確認された場合には、対象となるサプライヤーに是正・改善措置を求めるとともに、必要に応じて、指導・支援を行います。また、継続的な指導・支援を行っても是正が困難と判断された場合には、当該サプライヤーとの取引を見直します。

本事案の対象である大連遠洋について、当社は、過去に大連遠洋の鮪を直接的、又は在日本の輸入者経由で間接的に購入したことがあります。当社では、現在本邦における遠洋延縄鮪取引は行っていないため、大連遠洋との取引はなく、今後も遠洋延縄鮪取引を再開する計画は無いため、大連遠洋との取引の予定もありません。大連遠洋との取引が現状無いとは言え、過去に鮪を購入したことがある当社としては、大連遠洋にこのような疑惑がかけられているという点を踏まえ、大連遠洋にはインドネシア当局他の捜査に全面的に協力頂きたいと考えています。

今後本レポートで言及されたような事案が発生しないように、当社では上記の取組みを継続・強化していく所存です。

8. 貴社における困難・障害

水産業界における人権状況を改善し、持続可能な水産業を実現する上でどのような困難・障害(法令の欠如、技術不足、産业内での協力体制など)があるか、回答ください。

近年、本邦市場でも GSSI（Global Sustainable Seafood Initiative）基準に則った認証品が増えて



Human Rights Now

きていますが、欧米市場と比較すると市場は未成熟であり、未だ認証品に価値を見出す業界構造になっていません。この結果、現時点では認証取得はコストがかかる一方適正対価が得られておらず、漁業者や生産者の取得に対するモチベーション向上には繋がっていません。法改正や認証取得により水産業界における労働環境が向上することは当社としても強く望みますが、合わせて政府や業界団体によるコスト面での支援や市場の啓蒙が必要であると考えています。